

障害福祉NEWS

2020年11月 通巻No. 32

頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・ [厚労省] 第40回アビリンピック開催
- ・ [厚労省] 「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」開催
- ・ [文科省] 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(素案)」
- ・ [国交省] バリアフリー法の基本方針における次期目標の最終とりまとめを公表
- ・ [国交省] 「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会」を開催
- ・ [国交省] 令和元年度公共交通移動等円滑化実績等報告書の集計結果を公表
- ・ [国交省] 「立体ピクトに触って確かめようイベント」を開催
- ・ [新居浜市] 投票所へのタクシーによる重度障害者の移動支援を開始
- ・ [ロボット] 分身ロボットでICT在宅農福連携モデル実証実験を実施
- ・ [通信] 九州工業大学と QTnetがローカル5Gを利用した実証事業を本格稼働

【海外情報】

- ・ [米国] FBIが2019年ヘイトクライム統計を発表
- ・ [英国] 「労働・健康プログラム」の統計を公表
- ・ [オーストラリア] 王立委員会が調査報告書「障害者とオーストラリア憲法」を公表
- ・ [マカオ] 重度知的障害者等に対する介護手当支給試行事業を開始
- ・ [EU] 建築環境のアクセシビリティと使いやすさに関する欧州標準を承認
- ・ [UN] 障害者権利条約第13回締約国会議開催

【情報フォルダー】

- ・ 社会リハビリテーションと社会生活カプログラム
日本リハビリテーション連携科学学会・社会リハビリテーション研究会顧問
元筑波大学大学院教授 奥野 英子



[厚労省] 第40回アビリンピック開催

令和2(2020)年11月13日(金)から15日(日)まで「第40回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)」が愛知県で開催されました。

アビリンピックは、アビリティー(ABILITY「能力」)とオリンピック(OLYMPICS)を合わせた造語で、障害のある人々の職業能力の向上を図り、企業や一般の人の障害者への理解と認識を深めて、その雇用の促進を図ることを目的に、昭和47年から毎年開催(国際大会開催年を除く)しています。

主催は、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構で、毎回開催地の都道府県の協力を得て実施しており、今回は、愛知県が協力しています。

愛知県国際展示場(愛知県常滑市)で開催され、25種目335人の選手が技能を競い合いました。

金賞受賞者及び厚生労働大臣賞受賞者は次のとおりです。なお、他に、銀賞、同賞、努力賞の入賞者がおられます。(敬称略)

技能競技種目	氏名	推薦都道府県名
洋裁	該当なし	
家具	伊藤 俊貴	愛知県
DTP	伊藤 まどか	広島県
機械CAD	木村 信隆	千葉県
建築CAD	該当なし	
電子機器組立	島田 美穂	三重県
義肢	該当なし	
歯科技工	三津橋 幸勇	北海道
ワード・プロセッサ	佐藤 翔悟	茨城県
データベース	中山 太郎	
ホームページ	該当なし	
フラワーアレンジメント	該当なし	
コンピュータプログラミング	伊敷 学	沖縄県
ビルクリーニング	本田 駿斗	神奈川県
製品パッキング	山崎 泰	宮城県
喫茶サービス	加藤 みなみ	宮城県
オフィスアシスタント	狩野 大介	東京都
表計算	該当なし	
ネイル施術	該当なし	
写真撮影	小島 未来	愛知県
パソコン組立	該当なし	
パソコン操作	該当なし	
パソコンデータ入力	該当なし	
縫製	板垣 美穂	山形県
木工	地下 優輝	鹿児島県

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/abilympics/index.html>

[厚労省] 「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」開催

令和2(2020)年11月6日、厚生労働省は、第1回「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」を開催しました。厚生労働省内の「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」により令和2年9月にとりまとめられた障害者就労に係る雇用施策と福祉施策の連携強化についての中間報告を踏まえ、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策のより具体的な検討の方向性を議論することを目的として設置されました。

主な検討事項は以下の通りです。

- ①効果的で、切れ目ない専門的支援体制の構築
- ②技術革新や環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応
- ③その他雇用施策と福祉施策の連携強化に関する事項

学識経験者、障害者団体、障害者施設、労働組合、特別支援学校、地方自治体などからのメンバーで構

成されています。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14599.html

[文科省]「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(素案)」

令和2(2020)年11月25日、文部科学省は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(素案)」についての意見募集を開始しました。

この意見募集は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」による議論を踏まえたもので、令和2年11月16日に開催された第12回会議で議論された後パブリックコメントにかけられたものです。素案の目次は次のとおりです。

- I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方
- II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化
 - 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実
 - 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実
 - 3. 特別支援学校における教育環境の整備
 - 4. 高等学校における学びの場の充実
- III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上
 - 1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
 - 2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性
 - 3. 特別支援学校の教師に求められる専門性
- IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上
 - 1. 特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方
 - 2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力
 - 3. ICT環境の整備と校務のICT化
 - 4. 関係機関の連携と情報の共有
- V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実
 - 1. 就学前の連携
 - 2. 在学中の連携
 - 3. 卒業後の連携
 - 4. 医療的ケアが必要な子供への対応
 - 5. 障害のある外国人児童生徒への対応

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001131&Mode=0>

[国交省]バリアフリー法の基本方針における次期目標の最終とりまとめを公表

令和2(2020)年11月20日、国土交通省は、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)」を公表しました。

現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までが期限となっていることから次期の基本方針の目標をとりまとめたものです。令和元年11月15日から令和2年11月18日まで、第8回から11回までの「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」における、学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の人々からの専門的・具体的な意見に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえてとりまとめたとのことです。

次期目標の範囲は、鉄道、バス、タクシー、船舶、航空、道路、都市公園、路外駐車場、建築物、信号機、心のバリアフリーまで非常に広範なものです。

例えば、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)の導入を約44,000台から約90,000台と倍増させることや、乗り合いバスのバリアフリー化を70%から80%にするなど数値目標を改善しています。

また、今回の基本方針は、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意して作成されました。

●各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進

●聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化
 (旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)

●マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進

次期目標期間は、社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、おおむね5年間とされています。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000260.html

[国交省]「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会」を開催

令和2(2020)年11月6日、国土交通省は、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会(第1回)」を開催しました。

同会議の目的は「近年、無人駅は増加傾向にあります。障害者の方々が利用する駅については、可能な限り不便なく鉄道が利用できる環境を整えておくことが重要であり、利用者である障害当事者及び鉄道事業者双方のご意見などを踏まえながら、今後、無人駅等の安全・円滑な利用に資する取組について検討すること」です。

現在の無人駅を巡る環境についての事務局からの説明、障害者による無人駅利用時等の課題等についての障害者団体からの報告に続き、意見交換等が行われました。

議事内容は、次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr2_000017.html

[国交省]令和元年度公共交通移動等円滑化実績等報告書の集計結果を公表

令和2(2020)年11月20日、国土交通省は、令和元年度の公共交通移動等円滑化実績等報告書の集計結果を公表しました。

公共交通事業者等は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第23条に基づいて国土交通大臣に対し、旅客施設及び車両等のバリアフリー化の状況を報告することとされています。今回の公表は、提出された移動等円滑化実績等報告書の集計結果(令和2年3月31日現在)をとりまとめたものです。

集計結果の概要は、次の通りです。

[1]全旅客施設※		
段差の解消	91.9%	(H30年度末より約1.5ポイント増加)
視覚障害者誘導用ブロック	95.1%	(同 約0.4ポイント増加)
障害者用トイレ	88.6%	(同 約1.9ポイント増加)
[2]車両等		
鉄軌道車両	74.6%	(H30年度末より約1.4ポイント増加)
ノンステップバス	61.1%	(同 約2.3ポイント増加)
リフト付きバス等	5.2%	(同 約0.1ポイント増加)
貸切バス	1,081台	(同 68台増加)
福祉タクシー	37,064台	(同 8,462台増加)
旅客船	48.4%	(同 約3.5ポイント増加)
航空機	99.1%	(同 約0.9ポイント増加)

※1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の全ての旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル)において実施又は設置されている割合

詳しくは、次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000259.html

[国交省]「立体ピクトに触って確かめようイベント」を開催

令和2(2020)年11月27日、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、静岡駅前地下駐車場(エキパ)のトイレにおいて立体ピクトに実際に触って、設置の位置やデザインについて参加者の意見感想を求める「立体ピクトに触って確かめようイベント」を開催しました。

立体ピクトとは、一般的なピクトサインに厚みを付加して視覚障害のある人が触れて情報や注意を知覚することを補助するものです。

このイベントは、視覚障害者にやさしい公的トイレの実現に向けた取り組みの一環で、同事務所は、令和元年度に静岡駅前地下駐車場(エキパ)と道の駅「富士」のトイレに立体ピクトを試験設置したとのことです。

共催は、さくらの架け橋会で、静岡デザイン専門学校、静岡市、TFI株式会社が協力しています。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/management/uploads/files/press_20201125.pdf



[新居浜市]投票所へのタクシーによる重度障害者の移動支援を開始

新居浜市は、令和 2(2020)年 11 月 15 日の市長選挙から、投票所移動支援事業を開始し、重度障害のある人を対象に、投票日当日に自宅等から投票所への往復に利用できる「投票所移動支援専用タクシー乗車券」の交付をはじめました。

制度利用対象者は次のとおりです。

- ・身体障害者手帳(1級又は2級)所持者及び介助者・介護者又はその家族
- ・療育手帳(A)所持者及び介助者・介護者又はその家族
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者及び介助者・介護者又はその家族

ただし、新居浜市における「新居浜市重度障害者(児)タクシー利用助成事業」において助成対象外となっている施設に入所中の人を除きます。

制度の利用方法は次のとおりです。

- ①利用希望者は、選挙管理委員会事務局へ「投票所移動支援利用申請書」を提出し、投票所移動支援専用タクシー乗車券(以下、乗車券という。)の交付を申請する。(代理による申請が可能)
- ②選挙管理委員会において確認後、郵便等により利用希望者あてに「乗車券」を送付する。
- ③利用者が直接、タクシー事業者へ「乗車券」を利用することを申し出たうえで、タクシーを予約する。(往復利用と投票時間の待機を含むため)
- ④自宅等にタクシーが到着したら、乗車して投票所へ行く。(手帳を持参)
- ⑤投票所で降車し、投票を行い、投票終了後、同じタクシーで帰宅する。
- ⑥自宅到着後、選挙管理委員会が発行した「乗車券」に必要事項を記入し、乗務員に渡す。

利用可能な日時は、投票日当日の 11:00~18:00 までで、期日前投票所への利用はできません。

詳しくは次のサイトをご覧ください。<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/senkan/idou-taxi.html>

[ロボット]分身ロボットで ICT 在宅農福連携モデル実証実験を実施

令和 2(2020)年 11 月 24 日、公立大学法人宮城大学によれば、同大学は、有限会社伊豆沼農産と協同で ICT 在宅農福連携モデル実証実験を開始するとのことです。

この実験は、株式会社オリィ研究所が開発した分身ロボット(OriHime)を重度身体障害者(OriHime パイロット)が操作することで、「〈農業の人材確保〉と〈重度身体障害者の就労〉2 つの課題を ICT で同時に解決する!」としています。

11 月 24 日~12 月 6 日の期間中に「①事前の製造現場、販売・接客研修」と「②物産展・アンテナショップでの販売・接客支援」の 2 つの実証実験を行い、①農産物の販売の「プロモーション活動の強化」、②重度身体障害者の「新たな就労機会の創出」、③重度身体障害者の方を農村地域と都市の「つなぎ手」に育成という 3 つの取り組みを行うとのことです。

なお、この研究は、一般財団法人新技術振興渡辺記念会の「科学技術調査研究助成(令和元年度下期)」の助成を受けて実施しています。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) <https://www.myu.ac.jp/academics/news/folder003/4139/>

[通信]九州工業大学と QTnet がローカル 5G を利用した実証事業を本格稼働

令和 2(2020)年 11 月 25 日のプレスリリースでは、国立大学法人九州工業大学(本部:北九州市、学長:尾家祐二 以下 九州工業大学)と株式会社 QTnet(本店:福岡市、代表取締役社長:岩崎和人 以下 QTnet)は、2020 年 3 月に九州工業大学戸畑キャンパス内に構築したローカル 5G 環境を利用した実証事業を本格稼働させるとのことです。

ローカル 5Gとは、地域の企業や自治体等が、自らの建物や敷地内で柔軟に5G(第5世代移動通信システム)ネットワークを構築し利用可能とする無線システムのことで、ローカル 5G エリアは、同大学の掲げる“未来思考キャンパス構想”の一環として、学生が多く集まる図書館や大学生協、中央広場を中心に構築されており、ローカル 5G を活用した社会課題の解決や新たなサービスの創出を目指しています。

今回の実証事業には、「視覚障がい者向け道案内システム」、「視覚障がい者向け歩行支援システム」が含まれています。

プレスリリースは次にあります。<https://www.qtnet.co.jp/info/2020/img/20201125.pdf>

海外情報

[米国]FBIが 2019 年ヘイトクライム統計を発表

2020 年 11 月 16 日、連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation: FBI)は、2019 年のヘイトクライム統計を発表しました。

この統計は、統一犯罪報告プログラム (Uniform Crime Reporting: UCR)に基づき例年報告されているもので、全国の 15,588 の法執行機関によって提出されたデータに基づいています。

同報告によれば、ヘイトクライム事件の犠牲者は、8,552 人(7,103 件)で、その種類は、人種/民族/祖先: 57.6%、宗教 20.1%、性同一性障害 2.7%、障害 2.0 パーセント、性別 0.9 パーセントです。

5,512 件のヘイトクライム犯罪の内訳は、脅迫 40.0%、単純な暴行 36.7%、凶悪な暴行 21.0%でした。また、殺人 51 件、レイプ 30 件、人身売買・商業的性行為 3 件、その他 41 件でした。

障害に関する事件の内訳は、精神障害に対するもの 116 件、身体障害に関するもの 53 件でした。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://ucr.fbi.gov/hate-crime/2019/resource-pages/hate-crime-summary>

[英国]「労働・健康プログラム」の統計を公表

2020 年 11 月 26 日、労働年金省(Department for Work & Pensions: DWP)は、2020 年 8 月までの「労働・健康プログラム(Work and Health Programme: WHP)」の統計を公表しました。

「労働・健康プログラム」は、以前の「ワークプログラム(Work Programme: WP)」と「ワークチョイス(Work Choice)」が統合されて 2018 年 1 月からイギリス全土に展開された制度です。この制度の目的は、①障害者、②長期失業者、③早期アクセスグループ(Early Access group)の就職と就労継続を支援することです。③は、ホームレスや難民などが該当します。

この統計は、四半期ごとに発表されることになっ

ていますが、今回の発表は、制度が始まって最初のもので、その内容は、次のとおりです。

約 160,000 件の職業紹介があった。そのうち、障害者グループは 86,000 人(73%)、長期失業者グループは 21,000 人(18%)、早期アクセスグループは 10,000 (9%)であった。

就労を達成した割合は、障害者グループ 12% - 19%、早期アクセスグループ 13% - 39%、長期失業者グループ 10% - 20%であった。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.gov.uk/government/publications/work-and-health-programme-statistics-to-august-2020/work-and-health-programme-statistics-to-august-2020>

[オーストラリア]王立委員会が調査報告書「障害者とオーストラリア憲法」を公表

2020 年 10 月 8 日、王立委員会(Royal Commision)が、「障害者とオーストラリア憲法(Persons with Disability and the Australian Constitution)」という調査報告書を公表しました。

王立委員会は、政府から独立して政府に勧告を行う役割を担っています。王立委員会のうち、障害者王立委員会は、障害者に対する暴力、ネグレクト、虐待、搾取などの報告が続いたことから、その防止、障害者の保護、障害者の自立支援、よりインクルーシブな社会の発展等を目的に 2019 年 4 月に設立されました。

報告書では、障害者の権利を支援し保護することを可能にする連邦の立法権の範囲とその活用について調査結果を次のようにまとめています。

①障害者支援を積極的に行った時期は 3 期ある。第 1 期は第 1 次世界大戦後の障害者支援を始めた時期、第 2 期は、第 2 次世界大戦後にオーストラリアが福祉国家になった時期、第 3 期は 1970 年代と 80 年代に障害者の支援の拡大と権利保護法が成立した時期です。

②障害者権条約等の国際的な動向に影響を受けて憲法改正なしにオーストラリア政府の役割を拡大した。

③憲法に基づき、連邦が障害者への支援をさら

に拡大し、その権利を法的に保護するという役割は残っている。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://disability.royalcommission.gov.au/publications/persons-disability-and-australian-constitution-research-report>

[マカオ]重度知的障害者等に対する介護手当支給試行事業を開始

マカオニュース 2020 年 11 月 6 日版によれば、2020 年 11 月 5 日、社会福祉局 (IAS) は、介護者による介護を受けている在宅居住者に対し、2020 年 12 月から 1 年間月額 2,175 パタカの補助金を支払う試行事業を開始することを発表しました。この補助金額は、政府の定める 1 世帯の最低生活費の半分であるとのことです。

対象となるのは、永住者で、重度の知的障害のある人や寝たきりの人です。介護者が世話をしないで補助金を受け取ることを防止するために、介護者ではなく、本人に補助金を支払うようにしたとのこと。また、介護者がきちんと世話をしているかを確認するために IAS 職員は補助金を受け取っている人の家を予告なしに訪問することができるとのこと。

2020 年 11 月 9 日から申請を受け付け、ISA が認定した場合に補助金の対象となります。

また、介護者に関しては 16 歳以上が対象となります。被介護者と一緒に暮らす必要があり、適切な支援を提供できることを証明しなければなりません。また、被介護者の配偶者、親、兄弟、姉妹、息子、娘、継父、継母、継子、継娘でなければなりません。さらに、資力調査もあるとのこと。

マカオでは、IAS が障害者認定登録カードを発行しており、視覚、聴覚、言語、身体、知的、精神の 6 種類の障害種別があり、それぞれ、軽度、中度、重度、最重度の 4 つのレベルがあるとのこと。

マカオの重度・最重度の知的障害者の数は約 540 人とのことですが、その半数は社会福祉施設に住んでいるため、制度の対象とならないとのこと。また、寝たきりの人の数は予測できないとのこと。

記事は次のサイトをご覧ください。

<https://macaonews.org/government-to-launch-caregiver-subsidy-pilot-scheme-next-month/>

[EU] 建築環境のアクセシビリティと使いやすさに関する欧州標準を承認

2020 年 11 月 30 日、欧州標準化委員会 (仏: Comité Européen de Normalisation: CEN) と欧州電

気標準化委員会 (仏: Comité Européen de Normalisation Electrotechnique: CENELEC) は、建築環境のアクセシビリティと使いやすさに関する欧州標準を承認しました。

この標準は、障害者を含む幅広いユーザーが公平かつ安全に利用できることを目的とする「Design for All」/「Universal Design」の原則に従って、アクセス可能で利用可能な建築環境の基本的な最小要件と推奨事項について解説しています。

この最小要件と推奨事項は、建築環境の設計、建設、改修、および保守という建築環境の全範囲に適用されます。

2021 年 1 月 13 日に最終版が公表され、2021 年 7 月 31 日までには、加盟各国において適用されることになっています。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

https://standards.cen.eu/dyn/www/f?p=204:110:0:::FSP_PROJECT,FSP_LANG_ID:65077,25&cs=1B1F504D7DCF7711690E22BAE7CED456A

[UN] 障害者権利条約第 13 回締約国会議開催

2020 年 11 月 30 日から 12 月 3 日まで、障害者権利条約の第 13 回締約国会議がニューヨークの国連 (UN) 本部で開催されました。今回はコロナウィルスの影響で、対面形式と仮想形式の両方での開催となりました。

今回の締約国会議の全体テーマは、「インクルーシブな持続可能な開発のための行動と実施の 10 年: すべての障害者のための権利条約と 2030 アジェンダの実施 (A decade of action and delivery for inclusive sustainable development: implementing the CRPD and the 2030 Agenda for all persons with disabilities)」です。

また、サブテーマは次のとおりです。

- ・障害とビジネス: 障害者が、開かれたインクルーシブでアクセシブルな環境で働く権利の実現。
- ・高齢障害者の権利とニーズへの取り組み: 高齢化と人口動態の傾向
- ・障害者権利条約の完全な実施のためのインクルーシブな環境の促進

また、障害者権利委員会の 9 人の委員の改選が行われました。日本代表の石川准静岡県立大学教授は、今回で委員を辞任されました。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.un.org/development/desa/disabilities/conference-of-states-parties-to-the-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities-2/cosp13.html>

情報フォルダー

社会リハビリテーションと社会生活力プログラム

日本リハビリテーション連携科学学会・社会リハビリテーション研究会顧問
元筑波大学大学院教授 奥野 英子

2020年10月30日に開催された第2回「リハ協カフェ」において、「社会リハビリテーションと社会生活力プログラム」について、話をさせていただきました。

当日の話の柱立ては以下の通りでした。

- 1 リハビリテーション
- 2 社会リハビリテーションの発展の経過
- 3 社会リハビリテーション
- 4 社会生活力
- 5 社会リハビリテーションの実施主体
- 6 社会リハビリテーションの支援方法
- 7 社会リハビリテーションのプログラム
- 8 社会生活力プログラムの開発と主な実践状況
- 9 社会生活力プログラムの基本理念
- 10 社会生活力プログラムの実施方法
- 11 具体的な実施方法
- 12 『障害のある人のための社会生活力プログラム・マニュアル:自分らしく生きるために』の構成
- 13 「障害者総合支援法」における社会リハビリテーション

本稿では、上記の項目から全体的な概要をまとめさせていただきます。

リハビリテーションには様々な定義がありますが、国連が1982年に発表した「障害者世界行動計画」において、次のように定義されました。

「リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ、時間を限定したプロセスである。」

この定義が意味する「リハビリテーション」のポイントは、以下の通りです。

- ① 自分の人生を実現するための手段である。
- ② どのような人生を実現したいかは自分で決める。
- ③ 時間を限定して行う。

リハビリテーションは、①医学的リハビリテーション、②教育リハビリテーション、③職業リハビリテーション、④社会リハビリテーション、⑤リハビリテーション工学の5つの分野から構成されています。

社会リハビリテーションについて、国際リハビリテーション協会(RI)は1986年に以下のような定義を採択しました。

「社会リハビリテーションとは、社会生活力(social functioning ability, SFA)を身につけることを目的としたプロセスである。社会生活力とは、さまざまな社会的な状況の中で、自分のニーズを満たし、最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力を(ちから)を意味する。」

社会リハビリテーションは、障害のある方々が活用できる諸サービスを自ら活用して社会参加し、自らの人生を自立的、主体的に、楽しく生きていくために、権利を行使する力である「社会生活力」を高めることをめざす援助技術の体系と方法です。「社会生活力」を身につけるためのプログラムを実施するとともに、ソーシャルワーカーは福祉サービスの活用、対象者と環境との調整、サービス間の調整等も行います。

「社会生活力」は社会リハビリテーションのキーワードであり、「権利を行使する力」とであると定義されていますが、わかりやすくするために、その構成要素を奥野は以下のようにまとめています。

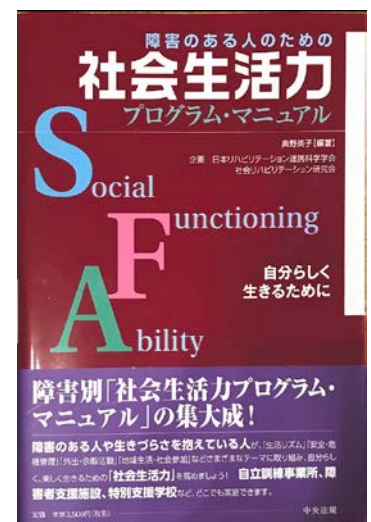
- 社会生活力とは
- ① 自分の障害を正しく理解する。
 - ② リハビリテーションサービスにより、できることを増やす(自立度を高める。)
 - ③ 様々なサービスを権利として活用する。
 - ④ 足りないサービスの整備・拡充や社会的障壁をなくすことを訴える。
 - ⑤ ボランティアなどの支援(サポート)を依頼できる。
 - ⑥ 地域や職場の人たちとよい人間関係を築ける。
 - ⑦ 主体的、自立的に、楽しく充実した生活ができる。
 - ⑧ 障害について、周りの人たちの理解を高める。

社会リハビリテーションの主体者は、「障害のある本人自身」です。また、本人の一番身近にいて本人の生き方等に大きな影響をおよぼす家族、そして、様々な専門職であるソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)、心理士(臨床心理士、認定心理師、カウンセラー等)などの専門職がいます。

「社会生活力プログラム」は、1999年以来、①身体障害、②知的障害、③精神障害等、障害別に3つのプログラムを開発・発行し、全国の障害者更生施設等で実施されてきました。これらの統合版として2020年3月に、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害、言語障害、内部障害、難病、「生きづらさ」を抱える方々も対象とするプログラムとして、『障害のある人のための社会生活力プログラム・マニュアル:自分らしく生きるために』(中央法規、2020年)が発行されました。

『障害のある人のための社会生活力プログラム・マニュアル:自分らしく生きるために』における社会生活力プログラムは5分野24モジュールで構成されています。その構成は以下の通りです。

- 社会生活力プログラム・マニュアルの構成
- 5つの部と24のモジュールで構成
- 第1部 生活の基礎を作る
- 1.健康管理 2.食生活 3.セルフケア 4.生活リズム 5.安全・危機管理
- 第2部 自分の生活を作る
- 6.金銭管理 7.すまい 8.掃除・整理 9.買い物 10.服装
- 第3部 自分と障害を理解する
- 11.自分の理解 12.障害の理解 13.人間関係 14.コミュニケーション
- 第4部 地域生活を充実する
- 15.教育と学習 16.就労生活 17.恋愛・結婚・子育て 18.外出・余暇活動
- 19.地域生活・社会参加
- 第5部 自分の権利を生かす
- 20.社会保障制度 21.障害福祉制度・サービス 22.介護保険制度・サービス
- 23.支援の活用 24.権利の行使と擁護



社会生活力プログラムの実施方法は、①グループ討議、②グループ学習、③演習、④体験学習、⑤ロールプレイ、⑥モデリング、⑦アセスメントであり、実施するときの対象人数は、1対1や数人の少人数から、10名から15名程度のグループでも実施が可能です。最も効果が大いなのは6名から8名程度の人です。このようなグループで実施することにより、お互いに意見の交換ができ、お互いの経験を分かち合えるというメリットがあります。また、グループで学ぶことにより、社会性の向上も期待されます。

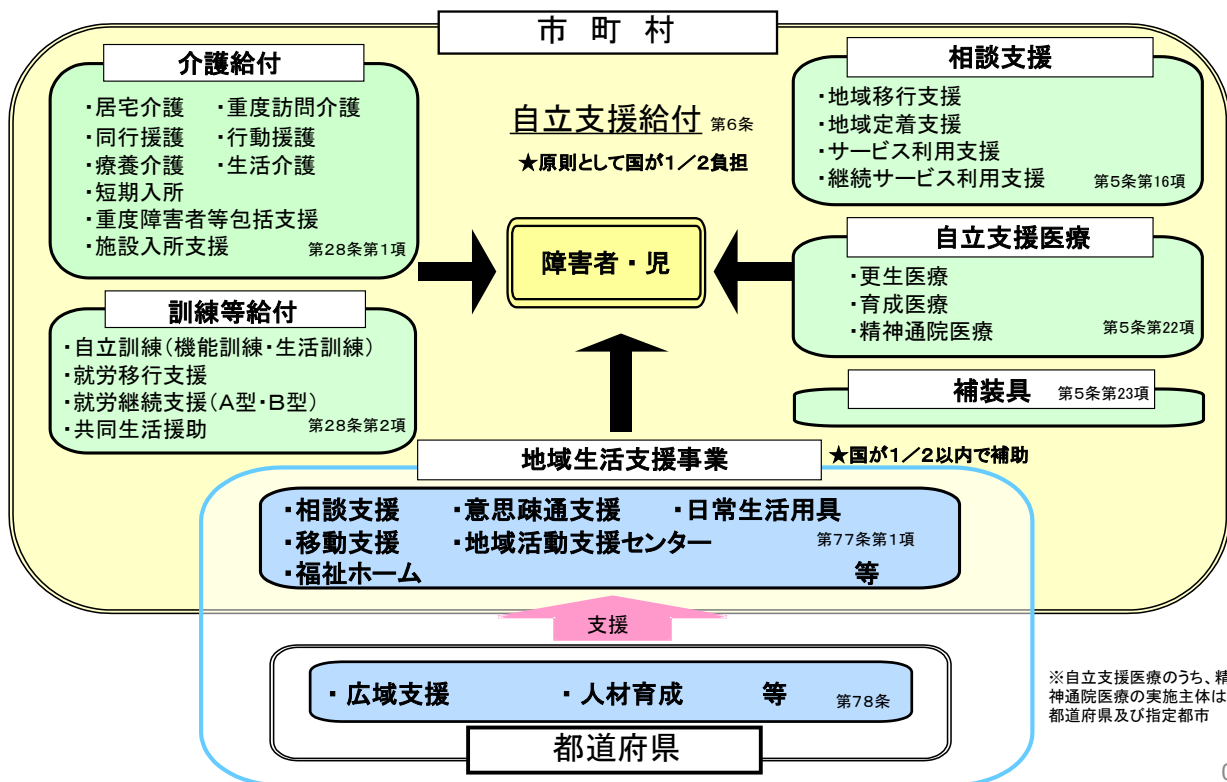
本プログラムにおいてはプログラムを実施する側を「ファシリテーター」といい、プログラムに参加する人を「参加者」といいます。本プログラムは参加者の主体性・自立性・選択性を尊重し、また、それらを引き出すことを大切にしていますので、「訓練」とか「指導」という用語をできるだけ使用しないようにしています。

ファシリテーターは、具体的には、「障害者総合支援法」における様々な事業の職員のほか、地域生活支援事業等において相談支援を担当している職員や当事者相談員などを想定しています。障害関係団体や障害当事者団体などにおいても、本マニュアルを活用することにより、社会生活力を高める支援を実施することができます。

本プログラムを実施するときには、特別な部屋を必要としません。参加者が入って座れるスペースがあれば実施可能であり、そこに机・いすやホワイトボードなど、最低限必要な機材が置ければ十分です。特別支援学校などにおいて、高等部卒業後の社会生活準備プログラムとしての活用も効果的です。

「障害者総合支援法」における社会リハビリテーションは、自立支援給付における訓練等給付にある自立訓練（機能訓練・生活訓練）などにおいて実施できます。

障害者総合支援法の給付・事業



まとめ

社会リハビリテーションの目的である「社会生活力」を高めるプログラムは、様々な障害や生きづらさをもって地域で生活していく方々の自主性、自立性を高め、楽しく、充実した生活を実現するために有効なプログラムです。プログラムを実施する方法を伝達する研修会をこれまで、筑波大学東京キャンパスにて開催してきました。しかし、現在はコロナ禍のため開催できませんが、今後、研修会を開催できたときには沢山の方々に参加していただきたいと思っています。

参考文献

- 1 奥野英子『社会リハビリテーションの理論と実際』誠信書房、2007
- 2 奥野英子監修『DVD見て学ぶ社会生活力プログラム：効果的に進めるためのノウハウ』中央法規、2012
- 3 奥野英子編著『障害のある人のための社会生活力プログラム・マニュアル：自分らしく生きるために』中央法規、2020